

(6) 災害時等における発達障害者及びその家族への支援

① 現状と課題

発達障害のある人は、他者とのコミュニケーションが不得手、大勢の人がいる環境が苦痛、感覚の刺激に過敏である等、障害の特性が見られます。発達障害に関わる親の会・成人当事者団体との意見交換会等の中で、発達障害の特性から、大勢の人がいる環境が苦痛であることや、感覚過敏である等で一般避難所や福祉避難所への避難が困難等の意見がありました。

ア 福祉避難所の設置促進

県内の福祉避難所の設置数は、令和6年8月1日現在、28市町村202施設となっています。未設置の市町村も含め、各市町村内の要配慮者の把握に努め、必要数に応じた福祉避難所の確保に努める必要があります。

イ 特性に配慮した避難方法等についての検討

災害時等における適切な情報伝達体制の整備促進や発達障害の特性に配慮した避難について検討、発達障害に関わる親の会・成人当事者団体等との意見交換を通し課題や参考事例等を市町村へ情報提供する等、防災等対策の促進に向けた取組の検討を進める必要があります。

② 支援体制の目標

発達障害者及びその家族が、安心安全に避難等ができるよう市町村と連携した取組を行います。

③ 取組内容

市町村においては、要配慮者の数に応じた福祉避難所の適切な配置に向けた取組を進めるとともに、県においては市町村が行う福祉避難所の指定の促進に向けた取組を行う必要があります。また、親の会・成人当事者団体等との意見交換を通し障害特性に配慮した避難方法等について市町村へ提供していく等、連携した取組を行います。

ア 市町村に求められる主な取組

- (ア) 災害に備えた福祉避難所の設置
- (イ) 災害に備えた避難行動要支援者名簿の作成
- (ウ) 個別避難計画の作成
- (エ) 個々の特性に配慮した避難方法や防災対策についての検討

イ 県に求められる主な取組

- (ア) 福祉避難所の設置促進に向けた市町村への各種情報提供
- (イ) 県内の福祉避難所の設置状況等の情報収集
- (ウ) 親の会・成人当事者団体等との意見交換の場の設置

【関連する主な事業】

番号	実施事業・計画・取組等	指標	単位	令和5年度（実績値）	目標値	担当課
1	市町村の福祉避難所設置に向け、市町村向け説明会等を開催し、設置促進に向けて取り組む。	説明会等の開催回数	開催回数	1回 （災害時の要配慮者支援に関する説明会を開催）	1回 （年間）	福祉政策課

【過去の計画策定等の推移】

平成 19 年 2 月 1 日	沖縄県発達障害者支援センターを設置
平成 21 年 4 月 1 日	沖縄県発達障害児（者）支援体制整備計画を施行 （実施期間：平成 21 年度～平成 25 年度）
平成 21 年 11 月 25 日	沖縄県発達障害児（者）支援に関する人材育成計画を施行 （実施期間：平成 21 年度～平成 25 年度）
平成 26 年 12 月 1 日	新・沖縄県発達障害児（者）支援体制整備計画を施行 （実施期間：平成 26 年度～平成 30 年度）
平成 31 年 4 月 1 日	第 3 期沖縄県発達障害者支援体制整備計画を施行 （実施期間：平成 31 年度～令和 5 年度）

第5章 発達障害者支援関係事業一覧

【第4期沖縄県発達障害者支援体制整備計画】

No	1. 項目	2. 実施事業・計画・取組等	3. 2の概要等（事業の内容、目的等）	2に關係する課①	2に關係する課②	市町村	事業等の実施効果の目安となるもの	（第4期）目標設定等	数値目標
1	1-(1). 乳幼児期における早期発見、早期支援	乳幼児健康診査受診率	市町村が実施する乳幼児健康診査の受診率の向上により、乳幼児期からの早期発見、早期支援につながる。	子育て支援課		○	乳幼児健康診査受診率	96.0% (1歳6ヶ月) 94.0% (3歳児)	○
2	1-(1). 乳幼児期における早期発見、早期支援	有所見率の推移	乳幼児健康診査の有所見率に対するフォローを実施するための参考値となり、発達障害児を含めた有所見率の早期発見、早期支援につながる。 ※健診後の要フォローについては、「乳幼児健診の事後フォロー実施状況」（沖縄県の母子保健）について各市町村の取組で整理	子育て支援課	障害福祉課	○	有所見率	—	-
3	1-(1). 乳幼児期における早期発見、早期支援	乳幼児健診時の心理士の配置	乳幼児健診時に心理士を配置することにより、健診の充実を図る。	子育て支援課		○	乳幼児健診時の心理士の配置率（市町村）	—	-
4	1-(1). 乳幼児期における早期発見、早期支援	乳幼児健診後のフォローの充実に向けた市町村支援（市町村発達障害者支援体制サポート事業）	発達障害地域支援マネージャーにより、乳幼児健診後のフォローの充実に向けた市町村支援を行う。	障害福祉課	子育て支援課	○	市町村発達障害者支援体制サポート事業の実施状況（支援市町村数）	—	-
5	1-(1). 乳幼児期における早期発見、早期支援	乳幼児健診事後教室の実施状況	乳幼児健診事後教室は、乳幼児健診後の発達に気になる子のフォローや早い段階での支援開始を目的とし、市町村が主体的に実施しているもので、設置数をあげることで、より地域での早期支援体制の構築につながる。	子育て支援課	障害福祉課	○	乳幼児健診事後教室設置市町村数	—	-
6	1-(1). 乳幼児期における早期発見、早期支援	乳幼児健診の事後フォローの実施状況	乳幼児健診後に発達に気になる子へのフォロー体制の充実を図る。	子育て支援課		○	各市町村の実施状況	41市町村	○
7	1-(1). 乳幼児期における早期発見、早期支援	発達障害特有のアセスメント力向上（M-CHAT PARS等）	必要な支援を考えたり、将来の行動を予測したり、支援の成果を調べるための方法として普及を図ることにより、早期発見、早期支援体制の充実を図る。	障害福祉課	子育て支援課	○	アセスメントツールの普及・検討の実績（検討会や研修等の実績）	1回 (年間)	○
8	1-(1). 乳幼児期における早期発見、早期支援	市町村等職員向け研修	児童発達支援センターの設置促進や市町村等の地域支援システム構築を目的とした研修等の実施により、市町村の支援体制の整備に対する支援を行う。	障害福祉課		○	市町村等職員向けへの研修回数	1回 (年間)	○
9	1-(1). 乳幼児期における早期発見、早期支援	早期発見、早期支援者に対する研修等（発達障害者支援センター運営事業）	主催研修及び共催研修、講師派遣等による研修の実施により、支援者の資質向上を図る。	障害福祉課	子育て支援課		発達障害者支援センター運営事業で実施した早期発見、早期支援者に対する研修実績	—	-
10	1-(1). 乳幼児期における早期発見、早期支援	障害児等療育支援事業	在宅の障害児等が身近な地域で療育指導等が受けられる療育機能の充実を図る。	障害福祉課			施設支援指導事業実施件数	300件 (年間)	○
11	1-(1). 乳幼児期における早期発見、早期支援	地域子育て支援拠点事業	地域の子育て中の親子の交流促進や、育児相談等を実施し、地域の子育てで拠点として地域の子育て支援活動の展開を図る取組等を実施し、地域の子育て支援機能の充	子育て支援課		○	地域子育て支援施設設置数等（実績）	114箇所	○

第5章 発達障害者支援関係事業一覧

【第4期沖縄県発達障害者支援体制整備計画】

No	1. 項目	2. 実施事業・計画・取組等	3. 2の概要等（事業の内容、目的等）	2に係る課①	2に係る課②	市町村	事業等の実施効果の目安となるもの	（第4期）目標設定等	数値目標
12	1-(1). 乳幼児期における早期発見、早期支援	保育所等訪問支援（障害児通所支援）	障害のある子が集団生活を営む施設に訪問支援員が訪問し、専門的な支援・相談などを行うサービス	障害福祉課		○	保育所等訪問支援事業所数	—	-
13	1-(1). 乳幼児期における早期発見、早期支援	児童発達支援事業所（障害児通所支援）	六就学の障害のある子どもに対して、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などを行うサービスであり、発達障害児の利用促進を図る。	障害福祉課		○	児童発達支援事業所数	—	-
14	1-(1). 乳幼児期における早期発見、早期支援	児童発達支援センター（障害児通所支援）	児童発達支援センター等の中核的役割や機能の強化を図るとともに、地域における障害児支援の質の向上を推進し、障害児やその家族への支援体制の強化を図る。	障害福祉課		○	児童発達支援センター数	—	-
15	1-(1). 乳幼児期における早期発見、早期支援	保育士等への研修（発達障害に関する研修会の開催等）	保育士等を対象に発達障害支援に関する研修を実施し、保育士等の資質向上を図る。	義務教育課	障害福祉課	○	保育士等への研修実績	500人（年間）	○
16	1-(1). 乳幼児期における早期発見、早期支援	児童発達支援センター、児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所職員に対する研修等（発達障害者支援センター運営事業及び園域別研修等事業）	児童発達支援センター、児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所職員に対し、発達障害支援に関する内容の研修等を実施し、サービスの向上を図る。	障害福祉課	福祉事務所		発達障害者支援センター・運営事業および園域別研修等事業で実施した児童発達支援センター、児童発達支援事業所及び放課後等児童デイサービス事業所職員に対する研修の実績	5回（年間）	○
17	1-(1). 乳幼児期における早期発見、早期支援	地域障害児支援体制強化事業（巡回支援専門員整備事業）	発達障害等に関する知識を有する専門員が、保育所等の子どもやその親が集まる施設・場への巡回支援を実施し、障害の早期発見・早期対応のための助言等の支援を行う事業であり、活用を図ることにより早期発見につながる。	障害福祉課		○	巡回支援専門員整備事業実施市町村数	—	-
18	1-(1). 乳幼児期における早期発見、早期支援	地域障害児支援体制強化事業（児童発達支援センターの機能強化等）	児童発達支援センター等の中核的役割や機能の強化を図るとともに、地域における障害児支援の質の向上を推進し、障害児やその家族への支援体制の強化を図る。	障害福祉課		○	児童発達支援センターの機能強化等（実施市町村数）	—	-
19	1-(1). 乳幼児期における早期発見、早期支援	園域自立支援連絡会議（障害者等相談支援体制整備事業）	各園域に園域自立支援連絡会議を設置し、市町村の課題抽出、相談支援体制に対する支援等を行う。	福祉事務所	障害福祉課		園域自立支援連絡会議設置状況（療育・教育部会関係）	—	-
20	1-(1). 乳幼児期における早期発見、早期支援	障害児入所支援事業	福祉型障害児入所施設及び医療型障害児入所施設・指定医療機関があり、障害の特性に応じて、保護、日常生活の指導及び自立生活に必要な知識技能や治療を提供することを目的とする。	児童相談所	障害福祉課		障害児入所支援サービスの提供	—	-
21	1-(1). 乳幼児期における早期発見、早期支援	要保護児童対策地域協議会	要保護児童対策地域協議会への参加により、情報交換及び支援内容に関する協議を行うことや、既設置市町村に対しての運営支援を強化し、協議会の活用を図る。	こども家庭課	児童相談所	○	児相の参加状況	—	-

第5章 発達障害者支援関係事業一覧

【第4期沖縄県発達障害者支援体制整備計画】

No	1. 項目	2. 実施事業・計画・取組等	3. 2の概要等（事業の内容、目的等）	2に係る課①	2に係る課②	市町村	事業等の実施効果の目安となるもの	（第4期）目標設定等	数値目標
22	1-(1). 乳幼児期における早期発見、早期支援	子ども・若者総合相談センター	子ども・若者育成支援推進法に基づき設置した「子ども・若者総合相談センター」において、ニート、ひきこもり、不登校等、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者からの相談に応じ、関係機関の紹介、その他の必要な情報提供及び助言を行う。	こども若者政策課			子ども・若者総合相談センターにおける相談件数	-	-
23	1-(1). 乳幼児期における早期発見、早期支援	幼児教育の理解・発展推進事業（保育技術協議会）	保育技術についての専門的な講義や研究協議等（発達障害に関する研修会の開催分）	義務教育課	県立総合教育センター	○	開催回数	1回	○
24	1-(1). 乳幼児期における早期発見、早期支援	幼稚園・幼保連携型認定こども園法定研修	乳幼児期の発達の理解と保育の在り方、特別支援教育、小学校教育との接続などの研修を通して、発達障害についての理解を深め、指導・支援体制の充実を図る。	義務教育課	県立総合教育センター		研修実績	-	-
25	1-(1). 乳幼児期における早期発見、早期支援	ティーチャーズ・トレーニングの指導者を養成し、市町村で実施できる体制を整備する	地域の子どもたちの日中活動の場（保育園・幼稚園・学校学童・デイサービス等）でかかわる支援者を支援することが、発達障害児（者）支援を実施する上で重要であり、支援の方法として、ティーチャーズ・トレーニングの実施体制の整備を行う必要があります。	障害福祉課	福祉事務所	○	市町村におけるティーチャーズ・トレーニングの実施回数	10クラス実施	○
26	1-(1). 乳幼児期における早期発見、早期支援	児童発達支援（障害児通所支援）	未就学の障害のある子どもに対して、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などを行うサービス	障害福祉課		○	児童発達支援事業所数	-	-
27	1-(1). 乳幼児期における早期発見、早期支援	親子通園事業所等職員向け研修	親子通園事業所や児童発達支援事業所等職員向けの研修の実施	障害福祉課		○	親子通園事業所等職員向け研修の実績	-	-
28	1-(1). 乳幼児期における早期発見、早期支援	こども家庭センターの設置	全ての妊産婦及び乳幼児の健康・経済など社会的状況を包括的に把握し、助言や訪問支援等を行うほか、関係機関との連携調整により妊娠前から子育て期にわたり切れ目のない支援が受けられる体制を整備すること。	子育て支援課	こども家庭課	○	市町村における「こども家庭センター」の設置数	41市町村	○
29	1-(2). 学齢期における教育と福祉の連携	市町村自立支援協議会（教育関係者が委員として委嘱されている市町村）	教育と福祉の連携に向け、市町村自立支援協議会へ教育関係者の委員を配置することで、協議の場を設け、連携の促進を図ります。	障害福祉課		○	市町村自立支援協議会（教育関係者が委員として委嘱されている市町村）	41市町村	○
30	1-(2). 学齢期における教育と福祉の連携	私立幼稚園特別支援教育補助事業（助成園児率）	障害のある幼児の受入に要する経費に対する補助を実施することにより、幼稚園の負担を軽減し、発達障害児を含む障害のある幼児の就園の促進を図る。	子育て支援課			私立幼稚園特別支援教育補助事業等助成園児率（助成園児数÷受入園児数（%））	100%	○
31	1-(2). 学齢期における教育と福祉の連携	幼児教育の理解・発展推進事業（保育技術協議会）【再掲】	保育技術についての専門的な講義や研究協議等（発達障害に関する内容）	義務教育課	県立総合教育センター	○	開催回数	1回	○

第5章 発達障害者支援関係事業一覧

【第4期沖縄県発達障害者支援体制整備計画】

No	1. 項目	2. 実施事業・計画・取組等	3. 2の概要等（事業の内容、目的等）	2に関係する課①	2に関係する課②	市町村	事業等の実施効果の目安となるもの	（第4期）目標設定等	数値目標
32	1-(2) 学齢期における教育と福祉の連携	特別支援教育推進事業運営協議会	発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する特別支援教育を総合的に推進するため、各分野の取り組みについて共有し連携を図る目的で関係者からなる協議会として開催する。	県立学校教育課	障害福祉課		特別支援教育推進事業運営協議会開催回数	各教育事務所 2回 県教育庁 1回 (年間)	○
33	1-(2) 学齢期における教育と福祉の連携	ティーチャーズ・トレーニングの指導者を養成し、市町村で実施できる体制を整備する	地域の子どもたちの日中活動の場（保育園・幼稚園・学校学童・デイサービス等）でかかわる支援者を支援することが、発達障害児（者）支援を実施する上で重要であり、支援の方法として、ティーチャーズ・トレーニングの実施体制の整備を行う必要があります。	障害福祉課	福祉事務所	○	市町村におけるティーチャーズ・トレーニングの実施回数	10クラス実施	○
34	1-(2) 学齢期における教育と福祉の連携	特別支援教育に関わる人材育成研修等	全ての学校現場の特別支援教育に係る推進役（特別支援教育コーディネーター）の強化で、幼児児童生徒への支援の推進を図る。	県立学校教育課	義務教育課		特別支援教育人材育成研修の実績（開催回数／参加人数）	2,100人 (年間)	○
35	1-(2) 学齢期における教育と福祉の連携	特別支援教育実践推進事業	全教職員の特別支援教育に係る指導の改善を図ることを目的とし、内容は管理職研修、一般教員研修がある。	県立学校教育課	義務教育課		・特別支援教育実践推進研修の実施（開催回数）	・特別支援教育実践推進研修の実施 (開催回数3回)	○
36	1-(2) 学齢期における教育と福祉の連携	個別の教育支援計画の作成率	障害のある児童生徒の一人一人のニーズを正確に把握し、教育の視点から適切に対応していくため、長期的な視点で乳幼児期から学校卒業後までを通じて一貫して的確な教育的支援を行うことを目的として作成されるもの	県立学校教育課		○	個別の教育支援計画の作成率	100%	○
37	1-(2) 学齢期における教育と福祉の連携	放課後等デイサービス（障害児通所支援）	就学している障害のある子どもに対して、学校の授業終了後又は休日において、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流を促進する児童福祉法に基づく	障害福祉課		○	放課後等デイサービスの事業所数	—	—
38	1-(2) 学齢期における教育と福祉の連携	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	障害児受入推進事業の実施により、障害児の受入れを行う放課後児童クラブの件数を措置するとともに、引き続き研修等を実施し、支援員等の専門性の確保を図る	子育て支援課		○	放課後児童クラブ補助市町村数（補助設置箇所）	29市町村	○
39	1-(2) 学齢期における教育と福祉の連携	特別支援教育学校支援事業（インクルーシブ教育システム整備事業）	児童生徒への支援を実施する。 （内容） ・専門家チーム、巡回アドバイザーの派遣 ・特別支援教育市町村連絡協議会 ・学生支援員派遣	県立学校教育課	義務教育課	○	・専門家チーム、巡回アドバイザーの派遣件数 ・特別支援教育市町村連絡協議会開催回数	—	—
40	1-(2) 学齢期における教育と福祉の連携	特別支援教育指導資料集作成	障害理解や指導・支援のノウハウ、実践事例等、学校現場で活用出来る指導の手引き等を作成するとともに、周知・活用のための研修会等を企画し、教職員の特別支援教育に関する資質向上を目的と	県立学校教育課			特別支援教育指導資料集作成実績	発行冊数(5冊) 研修会実施(3回)	○
41	1-(2) 学齢期における教育と福祉の連携	県立学校特別支援教育支援員配置数	生活支援、学習支援を必要とする生徒が在籍する県立高等学校へ特別支援教育支援員を配置し、高等学校における特別支援教育の充実を図る。	県立学校教育課			県立学校特別支援教育支援員配置数	50名	○

第5章 発達障害者支援関係事業一覧

【第4期沖縄県発達障害者支援体制整備計画】

No	1. 項目	2. 実施事業・計画・取組等	3. 2の概要等（事業の内容、目的等）	2に関係する課①	2に関係する課②	市町村	事業等の実施効果の目安となるもの	（第4期）目標設定等	数値目標
42	1-(2) 学齢期における教育と福祉の連携	障害児就学相談事業（相談件数）	総合教育センターに相談窓口を設置し、小中学校に就学予定の障害児とその保護者及び教育関係者に対して、障害のある児童生徒が自立に向けた適切な就学を行うための相談を行う。	県立学校教育課			障害児就学相談件数	—	—
43	1-(2) 学齢期における教育と福祉の連携	巡回アドバイザー、専門家チームの活用	巡回アドバイザー、専門家チームの活用により、教職員の資質の向上や発達障害を持つ児童生徒に対する支援強化を図る。	県立学校教育課	障害福祉課		巡回アドバイザー、専門家チーム活動実績	—	—
44	1-(2) 学齢期における教育と福祉の連携	子ども・若者総合相談センター【再掲】	子ども・若者育成支援推進法に基づき設置した「子ども・若者総合相談センター」において、ノート、ひきこもり、不登校等、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者からの相談に応じ、関係機関の紹介、その他の必要な情報提供及び助言を行う。	子ども若者政策課			子ども・若者総合相談センターにおける相談件数	—	—
45	1-(2) 学齢期における教育と福祉の連携	巡回アドバイザー、専門家チームの活用による教育庁との連携	教育委員会との連携を図り、巡回アドバイザーや専門家チーム派遣の制度の周知を行い、障害児の受入のための体制整備の改善を図る。	総務私学課	子育て支援課（私立幼稚園分）		巡回アドバイザー、専門家チーム活動実績	—	—
46	1-(2) 学齢期における教育と福祉の連携	教育庁等が主催する研修会等への私立学校教員の参加促進	教育委員会との連携を図り、教師に対する研修や個別事例の対応のための指導・相談等の支援を行う。	総務私学課	子育て支援課（私立幼稚園分）		教育庁等が主催する研修会等への私立学校教員の参加促進	—	—
47	1-(2) 学齢期における教育と福祉の連携	研修事業（総合教育センター）	総合教育センターが行う幼小中等学校等向けの出前研修及び夏期短期研修における発達障害等講座の開設を行い発達障害についての理解啓発を行い、関わる教職員の資質向上を行う	県立学校教育課			出前講座、発達障害に関わる研修会の受講者数	5,000人（年間）	○
48	1-(2) 学齢期における教育と福祉の連携	発達障害者支援センターによる協力（教育）	教職員へ障害福祉サービス等の周知及び研修を実施することで、教育と福祉の連携を図ります。	障害福祉課	県立学校教育課		延べ講師派遣件数、延べ受講者数	講師派遣 8 件	○
49	1-(2) 学齢期における教育と福祉の連携	相談支援専門員及びサービス管理責任者に対する研修等	相談支援専門員等（ケアマネジャー等）の教育分野の施策等の周知及び研修を実施することで、教育と福祉の連携を図ります。	障害福祉課			受講者数	1000人（年間）	○
50	1-(3) 成人期における就労支援	障害児職業自立推進による訪問企業数	障害のある児童生徒に対する職業教育・進路指導の実施や、就労キャンペーンのための企業訪問を実施する。	県立学校教育課			障害児職業自立推進による訪問企業数	訪問企業数6社	○
51	1-(3) 成人期における就労支援	キャリア教育・就労支援充実事業	就労支援コーディネーターを高等学校併設型高等支援学校に配置し、高等学校に在籍する発達障害のある生徒の企業就労について進路相談及び企業開拓を実施する	県立学校教育課			キャリア教育・就労支援充実事業の活用	定着支援（85回） 進路相談（100回） 就職先開拓（440回）	○
52	1-(3) 成人期における就労支援	就労移行支援事業 就労継続支援事業（障害福祉サービス）	・就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練等を利用できるサービスであり、利用促進を行うことにより、就労支援の充実を図る。 就労の機会の提供を受け、活動の機会を通じて知識や能力の向上のために必要な訓練等を利用することができるサービスであり、利用促進を行うことにより、就労支	障害福祉課			就労系サービス事業所の事業所数	—	—

第5章 発達障害者支援関係事業一覧

【第4期沖縄県発達障害者支援体制整備計画】

No	1. 項目	2. 実施事業・計画・取組等	3. 2の概要等（事業の内容、目的等）	2に関係する課①	2に関係する課②	市町村	事業等の実施効果の目安となるもの	（第4期）目標設定等	数値目標
53	1-(3) 成人期における就労支援	就労移行支援事業 就労継続支援事業（障害福祉サービス）	・就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練等を利用できるサービスであり、利用促進を行うことにより、就労支援の充実を図る。 就労の機会の提供を受け、活動の機会を通じて知識や能力の向上のために必要な訓練等を利用することができるサービスであり、利用促進を行うことにより、就労支援の充実を図る。	障害福祉課			就労系サービス事業利用者の一般就労移行者数	—	—
54	1-(3) 成人期における就労支援	就労定着支援事業（障害福祉サービス）	就労に伴う生活面の課題に対し、就労の継続を図るために企業・自宅等への訪問や障害者の来所により必要な連絡調整や指導・助言等を行う。	障害福祉課			就労定着支援事業の事業所数	—	—
55	1-(3) 成人期における就労支援	障害者就業・生活支援センター運営事業	就業を希望する障害のある人に対して、就職するための相談支援や生活支援を一体的に実施する。	障害福祉課			障害者就業・生活支援センター登録者数 相談支援件数	—	—
56	1-(3) 成人期における就労支援	雇用開拓・定着支援アドバイザーの配置（障害者等雇用開拓・定着支援事業）	障害者就業・生活支援センターへ雇用開拓・定着支援アドバイザーを配置し、企業訪問等を通じて、圏域内の障害者の職場開拓、働く障害者の定着促進を図る	雇用政策課			雇用開拓・定着支援アドバイザーの配置数	—	—
57	1-(3) 成人期における就労支援	障害者職場適応訓練	障害者に対する職業訓練を事業主へ委託し、訓練終了後の雇用促進を図る事業である。	雇用政策課			職場適応訓練受講者数	—	—
58	1-(3) 成人期における就労支援	障害児職業自立推進による訪問企業数【再掲】	障害のある児童生徒に対する職業教育・進路指導の実施や、就労キャンペーンのための企業訪問等を実施する。	県立学校教育課			障害児職業自立推進による訪問企業数	訪問企業数6社（毎年度）	○
59	1-(3) 成人期における就労支援	特別支援学校卒業後の進路決定率	発達障害児（者）を含む就労支援や、社会参加、自立に向けた支援を特別支援学校在学時から実施することにより、特別支援学校卒業後の進路決定率が上がる。	県立学校教育課			特別支援学校卒業後の進路決定率	進路決定率98%	○
60	1-(3) 成人期における就労支援	精神障害者等の就職及び雇用継続の促進に向けた支援事業（沖縄労働局）	精神・発達障害者雇用セクターをハローワークの専門援助窓口に配置し、発達障害者専門指導監や専門支援機関等（発達障害者支援センター、地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター、その他の支援機関）と連携し、精神障害者等の就職支援や事業主への支援を実施している。	障害福祉課			精神・発達障害者等の就職及び雇用継続の促進に向けた支援の実施	—	—
61	1-(3) 成人期における就労支援	発達障害者・難治性疾患患者雇用開発助成金（沖縄労働局）	発達障害者を公共職業安定所の紹介により、継続して雇用する労働者として新たに雇い入れた事業主に対して助成するもの	障害福祉課			発達障害者・難治性疾患患者雇用開発助成金の活用	—	—
62	1-(3) 成人期における就労支援	職業準備支援：（地域障害者職業センター）	発達障害者に対する職業リハビリテーションサービスの充実・強化を図る。（職業準備支援の中に、発達障害者支援向けの講座等が含まれる。）	障害福祉課			発達障害者に対する支援プログラムの活用	—	—

第5章 発達障害者支援関係事業一覧

【第4期沖縄県発達障害者支援体制整備計画】

No	1. 項目	2. 実施事業・計画・取組等	3. 2の概要等（事業の内容、目的等）	2に関係する課①	2に関係する課②	市町村	事業等の実施効果の目安となるもの	（第4期）目標設定等	数値目標
63	1-(3) 成人期における就労支援	子ども・若者総合相談センター【再掲】	子ども・若者育成支援推進法に基づき設置した「子ども・若者総合相談センター」において、ニート、ひきこもり、不登校等、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者からの相談に応じ、関係機関の紹介、その他の必要な情報提供及び助言を行う。	子ども若者政策課			子ども・若者総合相談センターにおける相談件数	-	-
64	1-(3) 成人期における就労支援	市町村地域生活支援事業の活用	障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことが出来るよう必要な事業を実施することができ、活用促進を図ることにより、地域の発達障害者支援の整備につ	障害福祉課		○	市町村地域生活支援事業の活用促進（発達障害者支援体制整備及び家族支援事業、理解・普及啓発、促進事業等）	-	-
65	1-(3) 成人期における就労支援	障害者相談支援事業の活用による相談窓口での対応（市町村地域生活支援事業・必須事業）	障害者等からの相談に応じ必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うことにより、発達障害者の支援の充実につながる。	障害福祉課		○	基幹相談支援センター等の機能強化事業実施市町村数	-	-
66	1-(3) 成人期における就労支援	手帳（療育手帳）の申請及び障害福祉サービス等の情報提供	市町村での手帳（療育手帳）の申請に関する支援や、障害福祉サービス利用に関する情報提供等、障害福祉制度の利用促進に努	身体障害者更生相談所		○	・療育手帳交付数	-	-
67	1-(3) 成人期における就労支援	手帳（精神保健福祉手帳等）の申請及び障害福祉サービス等の情報提供	市町村での手帳（精神保健福祉手帳等）の申請に関する支援や、障害福祉サービス利用に関する情報提供等、障害福祉制度の利用促進に努める。	総合精神保健福祉センター		○	・精神保健福祉手帳交付数	-	-
68	1-(3) 成人期における就労支援	支援者に対する研修等の実施（発達障害者支援センター運営事業）	支援機関の支援者の資質向上、人材育成を図ることを目的に講師派遣及び主催・共催研修等を実施する。	障害福祉課			発達障害者支援センター運営事業による就労分野への講師派遣及び主催・共催研修等実績	主催研修1件	○
69	1-(3) 成人期における就労支援	沖縄県自立支援協議会就労支援部会の活用	県全体の障害児者の支援体制の検討や市町村の支援体制に対する意見・助言等を行うことにより、県内の成人期支援の充実を図る。	障害福祉課			沖縄県自立支援協議会就労支援部会の開催回数	1回（年間）	-
70	1-(3) 成人期における就労支援	市町村自立支援協議会及び圏域自立支援連絡協議会の活用	各圏域に圏域自立支援連絡協議会を設置し、市町村の課題抽出、相談支援体制に対する支援を実施するとともに、市町村自立支援協議会において成人期支援について協議、検討する。	福祉事務所	障害福祉課	○	・圏域自立支援連絡協議会の成人期、就労支援等の部会の設置状況 ・市町村自立支援協議会（全体会）の開催回数	-	-
71	1-(3) 成人期における就労支援	障害者の多様なニーズに対応した委託訓練	障害者の職業能力開発のため、障害者の就労支援のノウハウを有する社会福祉法人、NPO法人、企業等に委託して職業訓練を実施する。	労働政策課	障害福祉課		委託訓練の実施状況（求職者向け訓練のうち発達障害者が募集対象者に含まれるもの、特別支援学校等の生徒を対象としたもの）	55.00%	○
72	1-(3) 成人期における就労支援	子ども・若者社会適応促進事業【再掲】	社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者に対し、社会適応プログラム（生活改善、対人関係改善、体験活動等）や家族支援、心理カウンセリング等を実施	子ども若者政策課			・地域若者サポートステーションへの委託 ・社会適応プログラムや家族支援等の実施状況	3か所で開催（北部・中部・南部）	○
73	1-(3) 成人期における就労支援	沖縄県自立支援協議会住まい・地域支援部会の活用	県全体の障害児者の支援体制の検討や市町村の支援体制に対する意見・助言等を行うことにより、県内の成人期支援の充実を図る。	障害福祉課			沖縄県自立支援協議会住まい・地域支援部会への参加、開催回数	-	-

第5章 発達障害者支援関係事業一覧

【第4期沖縄県発達障害者支援体制整備計画】

No	1. 項目	2. 実施事業・計画・取組等	3. 2の概要等（事業の内容、目的等）	2に関係する課①	2に関係する課②	市町村	事業等の実施効果の目安となるもの	（第4期）目標設定等	数値目標
74	1-(3) 成人期における就労支援	発達障害地域支援マネジメント強化事業による相談支援等（発達障害地域支援マネジメント強化事業）	就労に向け、発達障害地域支援マネージャーにより、企業・事業所支援、本人・家族支援等を実施する。	障害福祉課			発達障害地域支援マネージャーによる延べ事業所等延べ支援数	述べ支援件数 500件 （年間）	○
75	1-(3) 成人期における就労支援	総合精神保健福祉センターによる、相談支援等	発達障害や精神保健の課題を抱える児（者）に対する相談支援を行うことや、支援会議への参加により、センターの専門性を活かした支援を通じ、市町村や関係機関との連携を図る。	総合精神保健福祉センター			こころの電話相談実績（件数）等 発達支援センター連絡協議会への参加回数 市町村要保護児童対策協議会への参加回数 特別支援教育協議会への参加回数 酒正修学委員会への参加回数	・電話・来所相談 （80件） ・発達障害者支援センターとの連絡会 （1回）	○
76	1-(3) 成人期における就労支援	ひきこもり専門支援センター（精神保健福祉センター内に設置）による相談	ひきこもり者の中には、発達障害の課題を抱えている者も少なくない。本人及び家族、関係者に対する相談支援や家族教室、地域支援協議会等を開催し、身近な地域で支援が受けられるよう体制を整備する。また、ショートケアを利用して人との交流や趣味の拡大、就労へのステップを図る。	ひきこもり専門支援センター（精神保健福祉センター内に設置）			ひきこもり電話来所相談実績（件数） ひきこもり訪問支援実績（件数） ひきこもり支援地域連絡協議会（開催回数） 家族教室（回数、参加者数） ひきこもりショートケア（開催数、参加数）	・ひきこもり相談実績 （1,500件） ・ひきこもり支援地域連絡協議会（5回） ・ひきこもり支援機関事例検討会（4事例） ・ひきこもり家族教室（4回） ・ひきこもり支援者研修会（1回） ・ひきこもり居場所づくり事業（50回） ・ひきこもりショートケア（50回）	○
77	1-(3) 成人期における就労支援	発達障害者支援センターとひきこもり専門支援センターとの連携及び情報交換	ひきこもり者の中には、発達障害の課題を抱えている者も少なくない。発達障害者支援センターとの連携及び情報交換を行い、就労に繋が	障害福祉課	ひきこもり専門支援センター		発達障害者支援センターとの連携及び情報交換の回数	1回 （年間）	○
78	1-(3) 成人期における就労支援	障害者就業・生活支援センター、パーソナルサポートセンター、若者サポートステーション等との連携及び情報交換	就労に繋がらない方の中には、発達障害の課題を抱えている者も少なくない。発達障害者支援センターとの連携及び情報交換を行い、就労に繋がらない方の支援の充実を図ります。	障害福祉課	保護・援護課		発達障害者支援センターとの連携及び情報交換の回数	各機関1回 （年間）	○
79	1-(3) 成人期における就労支援	発達障害者の基本相談窓口としての周知をしている市町村【再掲】	市町村においては、発達障害の基本相談窓口としての機能が置かれているため、身近な相談窓口として周知を図ることで、発達障害者の支援に繋げる。	障害福祉課		○	発達障害者の基本相談窓口として周知をしている市町村数	41市町村	○
80	2-(1) 専門医療機関の不足への対応	子どもの心の診療ネットワーク事業	様々な子どもの心の問題、被虐待児の心のケアや発達障害に対応するため、拠点病院を中核とし、地域の医療機関並びに関係機関と連携した支援体制の構築を図ることを目的とした事業であり、医療機関や関係機関とのネットワーク構築に向けた取組を図る。	子育て支援課	障害福祉課		子どもの心の診療ネットワーク事業の実施状況	—	○
81	2-(1) 専門医療機関の不足への対応	発達障害児（者）支援協力医療機関リストの作成	発達障害の診療を行っている医療機関リストを作成することにより、医療機関の相互協力の推進と、発達障害児（者）や支援者に対し情報提供を行う。	障害福祉課			発達障がい児（者）支援に関わる医療機関リストに掲載される医療機関リストの更新	2年おきに更新	○

第5章 発達障害者支援関係事業一覧

【第4期沖縄県発達障害者支援体制整備計画】

No	1. 項目	2. 実施事業・計画・取組等	3. 2の概要等（事業の内容、目的等）	2に關係する課①	2に關係する課②	市町村	事業等の実施効果の目安となるもの	（第4期）目標設定等	数値目標
82	2-(1) 専門医療機関の不足への対応	医療機関従事者に対する研修等の実施（発達障害者支援センター運営事業及び福祉介護人材育成基盤整備事業等）	医療従事者の専門性の向上及び人材育成を図ることを目的に研修を実施する。	障害福祉課			医療従事者に対する研修等の開催回数	2回（年間）	○
83	2-(1) 専門医療機関の不足への対応	かかりつけ医等発達障害対応力向上研修事業	県内のどの地域においても一定水準の発達障害の診療、対応を可能とし、早期発見・早期支援の推進を図るため、国機関の研修へ医師等を派遣、伝達研修を実施している。	障害福祉課			かかりつけ医等発達障害対応力向上研修事業への受講者数	3回（年間）	○
84	2-(2) 保護者や家族に対する支援	ペアレント・プログラムの実施市町村	家族を支える、家族を支援することが発達障害児（者）支援を実施する上で重要であり、家族支援の方法として、中核支援機関：中核支援者によるペアレントプログラム等の普及を行う。	障害福祉課	福祉事務所	○	ペアレントプログラムを導入している市町村数	2市町村（年間）	○
85	2-(2) 保護者や家族に対する支援	ペアレント・トレーニングの指導者を養成し、市町村で実施できる体制を整備する	家族を支える、家族を支援することが発達障害児（者）支援を実施する上で重要であり、家族支援の方法として、ペアレント・トレーニングの実施体制の整備を行う必要があります。	障害福祉課	福祉事務所	○	市町村におけるペアレント・トレーニングの実施回数	10クラス実施	○
86	2-(2) 保護者や家族に対する支援	当事者団体とのヒアリング（発達障害者支援センター運営事業）	当事者団体との意見交換を実施することにより、発達障害児（者）の実態把握や意見聴取、情報共有等を行い、発達障害児（者）支援の推進を図ることを目的とする。	障害福祉課			当事者団体とのヒアリング（懇話会）の実施回数	1回（年間）	○
87	2-(2) 保護者や家族に対する支援	児童心理治療施設（旧名称：情緒障害児短期治療施設）	心理的・精神的問題を抱え日常生活の多岐にわたり支障をきたしている児童を、短期間入所もしくは通所により、医療的な観点から生活支援を基盤とした心理治療や、その家族への支援を行うことを日	こども家庭課			入所及び通所による支援サービスの提供	—	—
88	2-(2) 保護者や家族に対する支援	市町村地域生活支援事業の活用	障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことが出来るよう必要な事業を実施することができ、活用促進を図ることにより、地域の発達障害者支援の整備につ	障害福祉課		○	市町村地域生活支援事業の活用している市町村数（発達障害者支援体制整備及び家族支援事業、理解・普及啓発、促進事業等）	—	—
89	2-(2) 保護者や家族に対する支援	発達障害者支援センターによる家族向け研修及び講師派遣	発達障害者に対する支援を総合的に行う地域の拠点として、発達障害者に関する各般の問題について発達障害児（者）及びその家族からの相談に応じ、適切な指導又は助言を行うとともに、関係施設及び関係機関との連携強化等により、発達障害児（者）に対する地域における総合的な支援体制の整備を推進することを目的とす	障害福祉課			家族支援向けの研修会及び講師派遣数	1回（年間）	○
90	2-(2) 保護者や家族に対する支援	発達障害の基本相談窓口としての周知をしている市町村	市町村においては、発達障害の基本相談窓口としての機能が置かれているため、身近な相談窓口として周知を図ることで、発達障害者の支援に繋げる。	障害福祉課		○	発達障害者の基本相談窓口として周知をしている市町村数	41市町村	○
91	2-(2) 保護者や家族に対する支援	圏域アドバイザーの配置	相談支援体制のネットワーク構築、相談支援に従事する者の資質向上などに取り組むため、各圏域に障害者相談支援業務に精通するアドバイザーを配置し、相談支援体制の充実に取り組んでいる。	障害福祉課			圏域アドバイザーを配置している圏域数	5圏域	○

第5章 発達障害者支援関係事業一覧

【第4期沖縄県発達障害者支援体制整備計画】

No	1. 項目	2. 実施事業・計画・取組等	3. 2の概要等（事業の内容、目的等）	2に関係する課①	2に関係する課②	市町村	事業等の実施効果の目安となるもの	（第4期）目標設定等	数値目標
92	2-(3). 各分野における支援人材	発達障害者支援センターによる主催研修、共催研修、講師派遣等（発達障害者支援センター運営事業）	研修や関係機関への講師派遣等により、支援者の資質向上を図る。	障害福祉課		○	発達障害者支援センター運営事業で実施した各分野（教育・保育・保健・福祉・就労・司法等）への研修回数	各分野1回	○
93	2-(3). 各分野における支援人材	特別支援教育実践推進事業【再掲】	全教職員の特別支援教育に係る指導の改善を図ることを目的とし、内容は管理職研修、一般教員研修がある。	県立学校教育課	義務教育課		・特別支援教育実践推進研修の実施（開催回数／参加人数）	3回（年間）	○
94	2-(3). 各分野における支援人材	特別支援教育人材育成研修【再掲】	全ての学校現場の特別支援教育に係る推進役（特別支援教育コーディネーター）の強化で、幼児児童生徒への支援の推進を図る。	県立学校教育課	義務教育課		特別支援教育人材育成研修の実績（開催回数／参加人数）	5回（年間）	○
95	2-(3). 各分野における支援人材	圏域別研修等事業（発達障害者支援体制整備事業）	各圏域福祉事務所が、圏域の課題や実状を踏まえ発達障害児（者）支援者等の資質向上や発達障害支援に関する内容の研修等を実施し、支援体制整備を図ることを目的とする。	福祉事務所	障害福祉課		圏域別研修等事業の実績（各圏域ごと）	5回（年間）	○
96	2-(3). 各分野における支援人材	強度行動障害支援者養成研修	強度行動障害を有する方に対し、適切で専門的な支援を行うため、医療を含めた強度行動障害に対する総合的な支援体制を構築するとともに、障害者福祉施設等の従事者が、専門的な知識や技術を身に付け、本人の生活の質を向上させることを目的とした研修	障害福祉課			強度行動障害支援者養成研修（基礎・実践研修）	—	—
97	2-(3). 各分野における支援人材	市町村等職員向け研修【再掲】	児童発達支援センターの設置促進や市町村等の地域支援システム構築を目的とした研修等の実施により、市町村の支援体制の整備に対する支援を行う。	障害福祉課		○	市町村等職員向けへの研修回数	1回（年間）	○
98	2-(3). 各分野における支援人材	発達障害者支援センターによる関係機関への機関コンサルテーション等（市町村発達障害者支援体制サポート事業）	市町村が実施する相談支援の中で、専門的な支援、技術的な助言が必要なケース等に対する支援等を行う。	障害福祉課			市町村発達障害者支援体制サポート事業で実施した機関コンサルテーション等の実績	—	—
99	2-(3). 各分野における支援人材	発達障害地域支援マネジメント強化事業【再掲】	支援人材の育成に向け、発達障害地域支援マネージャーにより、企業・事業所支援、本人・家族支援等を実施する。	障害福祉課			発達障害地域支援マネージャーによる延べ事業所等延べ支援数	延べ支援件数 500件（年間）	○
100	2-(4). 移行期の「支援の途切れ」防止	新サポートノートえいぶるの普及活動	支援ファイルを、一貫性のある継続的な支援や関係機関の円滑な連携のために活用していくための方法として、各分野関係機関で作成、活用について検討し、発達障害児（者）支援に役立てる。	障害福祉課	県立学校教育課	○	支援ファイルの配布数	820部（年間）	○
101	2-(4). 移行期の「支援の途切れ」防止	新サポートノートえいぶるの情報提供や説明会等	支援ファイルを、一貫性のある継続的な支援や関係機関の円滑な連携のために活用していくための方法として、各分野関係機関で作成、活用について検討し、発達障害児（者）支援に役立てる。	障害福祉課		○	新サポートノートえいぶるの情報提供や説明会等	5件（年間）	○

第5章 発達障害者支援関係事業一覧

【第4期沖縄県発達障害者支援体制整備計画】

No	1. 項目	2. 実施事業・計画・取組等	3. 2の概要等（事業の内容、目的等）	2に係る課①	2に係る課②	市町村	事業等の実施効果の目安となるもの	（第4期）目標設定等	数値目標
102	2-(4). 移行期の 「支援の途 切れ」防止	幼児教育の理解・発展推進事業（保育技術協議会）【再掲】	保育技術についての専門的な講義や研究協議等（発達障害に関する内容）	義務教育課	県立総合教育センター	○	開催回数	1回	○
103	2-(4). 移行期の 「支援の途 切れ」防止	沖縄県自立支援協議会及び部会（障害者等相談支援体制整備事業）	検討や市町村の支援体制に対する意見・助言等を行うことにより、県内の早期支援体制の整備を図る。	障害福祉課			自立支援協議会及び部会開催回数	各部会1回（年間）	○
104	2-(4). 移行期の 「支援の途 切れ」防止	圏域自立支援連絡会議（障害者等相談支援体制整備事業）【再掲】	各圏域に圏域自立支援連絡会議を設置し、市町村の課題抽出、相談支援体制に対する支援等を行う。	福祉事務所	障害福祉課		圏域自立支援連絡会議設置状況	—	—
105	2-(4). 移行期の 「支援の途 切れ」防止	発達障害児（者）支援機関連絡会議（発達障害者支援体制整備事業）【再掲】	発達障害児（者）及びその家族に対し、途切れのない支援を推進するため、県関係各課等で委員を構成し、支援に係る現状及び課題の共有や対応協議等を行う会議として開催する。	障害福祉課			発達障害児（者）支援体制整備委員会開催回数	2回（年間）	○
106	2-(4). 移行期の 「支援の途 切れ」防止	市町村自立支援協議会の開催状況	市町村自立支援協議会の設置、活用の促進を図る。各圏域に配置したアドバイザーと福祉事務所が連携し、市町村に対する協議会の設置活用について助言、支援を行うことや、市町村においては自立支援協議会を活用し相談支援体制の整備を図る。	障害福祉課	福祉事務所	○	市町村自立支援協議会（全体会）の開催している市町村数	41市町村	○
107	2-(4). 移行期の 「支援の途 切れ」防止	要保護児童対策地域協議会【再掲】	要保護児童対策地域協議会への参加により、情報交換及び支援内容に関する協議を行うことや、既設置市町村に対しての運営支援を強化し、協議会の活用を図る。	こども家庭課	児童相談所	○	【児童相談所】 児相の参加状況	—	—
108	2-(4). 移行期の 「支援の途 切れ」防止	子ども・若者支援地域協議会	ニート、ひきこもり、不登校、等、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者に対する支援を効果的かつ円滑に行うため、子ども・若者育成支援推進法に基づき設置された協議会を開催	こども若者政策課			子ども・若者支援地域協議会開催回数	1回（年間）	○
109	2-(4). 移行期の 「支援の途 切れ」防止	発達障害者支援センター連絡協議会（発達障害者支援センター運営事業）	発達障害者支援センターが行う発達障害者に対する支援や、関係機関等との連携のあり方について意見等を聴取し、センターが行う総合的なサービスのあり方の検討に資することを目的として開催する。	障害福祉課			発達障害者支援センター連絡協議会開催回数	2回（年間）	○
110	2-(4). 移行期の 「支援の途 切れ」防止	県内の実態調査（発達障害者支援センター運営事業）	県内の支援体制の実態調査を行うことにより、課題等を把握し、市町村等の支援のあり方について検討する。	障害福祉課	福祉事務所	○	県内の実態調査の実施状況	—	—
111	2-(4). 移行期の 「支援の途 切れ」防止	障害児入所支援事業【再掲】	福祉型障害児入所施設及び医療型障害児入所施設・指定医療機関があり、障害の特性に応じて、保護、日常生活の指導及び自立生活に必要な知識技能や治療を提供することを目的とする。	児童相談所	障害福祉課		障害児入所支援施設設置数	—	—

第5章 発達障害者支援関係事業一覧

【第4期沖縄県発達障害者支援体制整備計画】

No	1. 項目	2. 実施事業・計画・取組等	3. 2の概要等（事業の内容、目的等）	2に関係する課①	2に関係する課②	市町村	事業等の実施効果の目安となるもの	（第4期）目標設定等	数値目標
112	2-(4). 移行期の「支援の途切れ」防止	発達障害児（者）支援機関連絡会議【再掲】	発達障害児（者）及びその家族に対し、途切れのない支援を推進するため、県関係各課等で委員を構成し、支援に係る現状及び課題の共有や対応協議等を行う会議として開催する。	障害福祉課			発達障害児（者）支援機関連絡会議開催回数	2回（年間）	○
113	2-(5). 県民に対する正しい理解の普及啓発	発達障害児者支援に関わる相談・支援機関リストの作成（発達障害者支援センター運営事業）【再掲】	発達障害の診療を行っている医療機関リストを作成することにより、医療機関の相互協力の推進と、発達障害児（者）や支援者に対し情報提供を行う。	障害福祉課			発達障がい児（者）支援に関わる医療機関リストに掲載される医療機関リストの更新	2年おきに更新	○
114	2-(5). 県民に対する正しい理解の普及啓発	一般県民向け普及・啓発パンフレット配布	発達障害理解のための啓発パンフレット等の作成により、県民及び支援者に正しい知識と理解について情報発信を行う。	障害福祉課			一般県民向け普及・啓発パンフレットの配布数	2000部	○
115	2-(5). 県民に対する正しい理解の普及啓発	講演会や、発達障害理解に向けた普及啓発の取組（発達障害者支援センター運営事業）	毎年度「世界自閉症啓発デー・発達障害啓発週間」等を活用し、発達障害理解に向けた普及啓発の取組を積極的推進する。	障害福祉課		○	世界自閉症啓発デー・発達障害啓発週間等による普及啓発の取り組み状況	10件	○
116	2-(5). 県民に対する正しい理解の普及啓発	「世界自閉症啓発デー・発達障害啓発週間」を活用した普及啓発に向けた取組	「世界自閉症啓発デー・発達障害啓発週間」等を活用し、市町村あてにポスターを送付する等、普及啓発の取組を推進する。	障害福祉課		○	一般県民向け普及・啓発ポスターの配布市町村数	41市町村（年間）	○
117	2-(5). 県民に対する正しい理解の普及啓発	園域別研修等事業（発達障害者支援体制整備事業）【再掲】	各園域福祉事務所が、園域の課題や実状を踏まえ発達障害児（者）支援者等の資質向上や発達障害支援に関する内容の研修等を実施し、支援体制整備を図ることを目指す。	福祉事務所	障害福祉課		園域別研修等事業の実施状況	5回（年間）	○
118	2-(5). 県民に対する正しい理解の普及啓発	発達障害児（者）の実態及び課題の把握	発達障害児（者）を支援している民間団体の把握及び当該団体や関係機関と連携した支援を進めることや、市町村、園域ごとの発達障害児（者）の実態及び課題の把握を行い情報発信や普及啓発を行う。	障害福祉課	福祉事務所	○	取り組み状況の実績（例：民間団体との連携、実施調査等の実施状況、情報発信や普及啓発の方法、実績等）	—	—
119	2-(5). 県民に対する正しい理解の普及啓発	障害者等雇用理解促進事業	県内企業等における障害者の新規雇用の拡大や、障害特性に配慮した職場環境づくりを促進するため、セミナー実施や情報誌発行等により、企業者県民の障害者雇用に対する理解を促し、その取り組みをバックアップする。	雇用政策課			セミナーの実施回数	—	—
120	2-(5). 県民に対する正しい理解の普及啓発	障害者雇用支援月間行事	関係機関と連携し、下記の行事を実施することにより、障害者雇用の周知啓発、雇用促進を図る。①経済団体等に対する要請 ②沖縄県障害者雇用優良事業所・優秀労働者表彰	雇用政策課			行事実施回数	—	—
121	2-(5). 県民に対する正しい理解の普及啓発	ひきこもり専門支援センターによる普及啓発	ひきこもり者の中には、発達障害の課題を抱えている者も少なくない。ひきこもり者への理解や対応について、講演会やひきこもりセンター通信等を通じた普及啓発を行う。	ひきこもり専門支援センター（精神保健福祉センター内に設置）			①講演会（開催回数、参加人数） ②研修会講師派遣（回数） ③ひきこもり通信の作成、ホームページ掲載（回数）	①ひきこもり一般県民講演会（1回） ②ひきこもりに関する他機関主催の研修会へ講師派遣（5回） ③ひきこもり専門支援センター通信をホームページへ掲載（年1回）	○

第5章 発達障害者支援関係事業一覧

【第4期沖縄県発達障害者支援体制整備計画】

No	1. 項目	2. 実施事業・計画・取組等	3. 2の概要等（事業の内容、目的等）	2に係る課①	2に係る課②	市町村	事業等の実施効果の目安となるもの	（第4期）目標設定等	数値目標
122	2-(6) 災害時における発達障害者及びその家族への支援	市町村による福祉避難所の設置	市町村においては、要配慮者の数や状況に応じた福祉避難所を設置する。	福祉政策課		○	福祉避難所の設置数/設置市町村数	—	—
123	2-(6) 災害時における発達障害者及びその家族への支援	福祉避難所の設置促進に向けた取組	市町村の福祉避難所設置に向け、市町村向け説明会等を開催し、設置促進に向けて取り組む。	福祉政策課		○	説明会等の開催回数	1回 (年間)	○
124	2-(6) 災害時における発達障害者及びその家族への支援	県内の福祉避難所の設置状況等の情報収集	市町村における、福祉避難所の設置状況等をホームページで公表することで、福祉避難所についての情報提供を行う。	福祉政策課		○	福祉避難所の設置状況を公表	—	—
125	2-(6) 災害時における発達障害者及びその家族への支援	当事者団体とのヒアリング（発達障害者支援センター運営事業）	当事者団体との意見交換を実施することにより、発達障害児（者）の実態把握や意見聴取、情報共有等を行い、発達障害児（者）支援の推進を図ることを目的とする。	障害福祉課			当事者団体とのヒアリング（懇話会）の実施回数	1回 (年間)	○